

会報 ながの

第192号
平成26年夏



長野県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命
不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。
2. 公 正
品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。
3. 研 鑽
専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真の説明 『初夏の戸隠高原』

山本幸雄先生の写真集「ふるさとの四季」より



今年度に向けて

会長 芦澤 文博

先ごろ日調連から発刊された土地家屋調査士白書によると、不動産登記事件数は長年減少傾向にあったものが、平成23年以降わずかに増加に転じているようです。しかし、依然として、業務の減少、競争の激化、住民の権利意識の変化等から、我々調査士を取り巻く環境は非常に厳しいものがあると感じています。

そんな中で、平成25年度より執行部をお預かりし会務に取り組んできましたが、皆さんの期待に添うような本会の運営ができたのか、反省することが多々あります。

先日、現執行部での初めての総会が何とか無事終了し、2年目に入りました。

今年度の事業大綱では、大きく三つの基本方針を掲げました。

- ①定額会費の改定の影響を見ながらの調査士会の健全な運営
- ②相談会や出張講座等による広報活動
- ③会員の資質向上を目指した研修会の企画実行です。

従来の方針と大きく変わっていませんが、現役員の創意工夫を加えた事業推進を行いたいと考えています。

ところで、昨年本会の全体研修会で、休憩時間にラジオ体操を取り入れたところ、なかなか好評でした。今、ラジオ体操が注目されていて、メディアでも時々取り上げられています。私も毎朝ラジオ体操をする習慣を1年以上続けてい

ますが、決まった時間にする10分間の体操が1日のリズムを作っている気がします。きっかけはゴルフの上達にはラジオ体操を3年続けると効果があると何かで読んだからですが、残念ながらまだその効果は表れていません。

また、先日ある新聞に「10分間の軽い運動が脳の認知機能を向上させる」という研究論文を筑波大と中央大の研究チームが発表した」記事が載っていました。軽い運動10分で頭がスッキリし、認知症の予防にも効果が期待されるということです。ラジオ体操も正しく行くと結構な運動になります。無理なくさらに続けて行きたいと思っています。

我々調査士は、なんといっても体が資本です。日々の健康管理に注意して自分の業務に、また調査士会の事業等にも取り組んでいただくことを願っています。

さて、長野会では会員数が年々減少し、今年度はついに400名の大台を割るところにきています。支部によっては会員数の減少で運営が難しいところも有り、調査士会も今後検討すべき課題が増えてくることが予想されます。それでも最近、若い方々の入会もあり期待が持てますし、全国では会員数で12番目の大きな団体です。さらに土地家屋調査士制度発祥の地という誇りを持って、役員一同真摯に会の運営に取り組んでいく所存です。会員の皆様の積極的な参加、協力を改めてお願い申し上げます。



着任のご挨拶

長野地方法務局長 小野 昭 男

本年4月1日付けで名古屋法務局から異動して参りました小野と申します。長野地方法務局勤務は初めてです。どうぞよろしく願いいたします。

会員の皆様には、「不動産の表示に関する登記の専門家」として、登記申請の代理業務のほか、民間紛争解決手続や筆界特定手続の代理業務など、市民生活の様々な場面で活躍され、不動産に係る国民の権利の明確化に御尽力されとともに、法務行政の円滑な運営に御協力をいただいておりますことに、この紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、本年5月23日、山ノ内町で開催されました第66回長野県土地家屋調査士会総会の式典に来賓として出席させていただきました。ありがとうございました。

それでは、当局が取り組んでおります施策及び行政サービスの一端を紹介し、着任の挨拶とさせていただきます。

まずは、東日本大震災における被災地への支援についてです。

震災から3年が経過しましたが、被災地域では、いまだ復旧・復興の途上にあります。昨年度、当局を含め、全国の法務局・地方法務局から、仙台局及び福島局に対し、建物職権滅失、不動産登記事務処理及び特殊登記事件処理などに200名近い職員が派遣され、支援しました。本年度も既に、復旧・復興事業に伴う登記事件処理及び登記相談などへの支援を開始していま

す。引き続き、積極的に支援していく所存です。次は、重点施策の一つであります地図の整備促進についてです。ご承知のとおり、法務省では、登記所備付地図作成作業を推進しています。当局では、昨年度、飯山市飯山地区において地図作成作業を実施しました。本年度は、地図作成作業として、須坂市墨坂南地区において、現在、一筆地立会作業を行っています。また、本年度、長野市鶴賀地区で基準点設置作業を行います。今後も、地図作成作業を積極的に進めてまいります。

さらに、筆界特定制度は、平成18年1月から運用を開始し8年が経過しました。この制度は、法務局が主体となる境界紛争解決制度として、国民の皆様から高い期待が寄せられており、これまで多くの手続を完了しています。これは、会員の皆様が、筆界調査委員あるいは申請代理人として、この制度を積極的に支えていただいているお陰であります。皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、御協力をお願いいたします。

また、行政サービスの向上を図ることを目的として、平成23年度から、全国の法務局・地方法務局において、統一した相談日に「全国一斉！法務局休日相談所」を開設しています。昨年度は、10月6日、県下7箇所で開催し、多くの方々に御利用いただき、好評を得ることができました。相談所開設に当たりましては、貴会から多数の会員を派遣していただきました。改めまし

て貴会の御協力に感謝申し上げます。本年度は、10月5日に開設する予定ですので、引き続き、御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、当局では、本年度も、「信頼され進展する法務局」を基本方針として、法務局の果たすべき使命を自覚し、各種施策及び行政サービスを推進して参る所存です。貴会及び会員の皆様の変わらぬ御支援と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、土地家屋調査士会は、土地及び建物の専門家集団として、国民から大きな期待が寄せられており、会員の皆様が担う役割は、地域に密着した、より身近な法律の実務家として重要なものとなっております。今後とも、国民に身近な法律実務家として、一層御活躍されますことを期待いたしますとともに、貴会のますますの御発展を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

略 歴

昭和50年10月 横浜地方法務局小田原支局
 昭和61年 4月 法務省民事局第5課
 平成14年 4月 法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長補佐（補佐官）
 平成15年 4月 法務省大臣官房人事課長補佐（補佐官）
 平成18年 4月 津地方法務局会計課長
 平成20年 4月 大津地方法務局総務課長
 平成22年 4月 静岡地方法務局首席登記官（不動産登記担当）
 平成24年 4月 名古屋法務局人権擁護部長
 平成26年 4月 現職



日本土地家屋調査士会連合会第71回定時総会 参加報告

広報部長 猪飼 健一

去る6月17日（火）と18日（水）に水道橋の「東京ドームホテル」に於いて日本土地家屋調査士会連合会 第71回定時総会が開催され、出席して参りましたので参加報告をいたします。

長野会から芦澤会長、松本副会長、小山副会長が代議員として、中塚日調連総務部長が総会構成員として出席しました。

総会の流れは林千年連合会会長挨拶のあと式典に移り、20名の法務大臣表彰、連合会表彰、来賓祝辞を経ていよいよ総会議案審議となります。

私はオブザーバーですので賛否の意志表示や発言は出来ませんので会場の一番後方からの見学のみですが、182名の代議員、構成員の他にオブザーバーの数も相当数の人数が全国から集まり、他会から多くの参加者がいるのには驚きました。

おそらく毎年この会場で久しぶり顔を合わせたり、会議やSNSなどで連絡を取り合ったりと顔なじみの方々でしょう。開会前にはあちこちで談笑している姿が目立ちました。私も昨年からの日調連の委員をやらせていただいておりますので多少全国の"有名人"の顔を憶えてきましたが、間近で拝見してもとても声を掛けられる度胸は無く、場違いな雰囲気には圧倒されっぱなしでした。

出席するにあたり事前にいただいた議案書には目を通さねばと思いホテル近くの珈琲店で（直前になって読むなど叱られそうですが）時間をかけて読みました。その中身を見れば見るほど業務内容の多さと多岐に渡る事業計画に、

全国から集まった全役員が自らの仕事と平行して連合会の会務を遂行していることが信じられず、ただ尊敬の念を抱くばかりです。自分ですら僅かな仕事もこなせず既に溺れそうなのに、どうすれば皆さんこんな時間がとれるのか不思議でなりません。

以前長野支部の旅行でお邪魔した他会の会長さんから「時間は自分で作るもの」と言われたことは忘れませんが、それを自分は実行できずに未だに苦しむばかりです。

話しが脱線しましたので本題に戻りますが、会場では議案書以外に「資料集」として1年間日調連から発信された文書が、また事前に受付された「質問・要望事項一覧表」なども配付され、これにまた目を通すだけでも一苦勞です。

1日目は制度対策本部担当の岡田副会長から始まり、総務、財務、業務、研修、広報、社会事業、研究所各部より担当副会長が事業経過報告を行い、質疑応答、第1号議案 平成25年度一般会計収支決算報告、同特別会計収支決算報告承認の件、第2号議案 日調連特別会計規程一部改正案審議の件が承認され、第3号議案 平成26年度事業計画案審議の件の途中までで時間切れとなりました。

夜は奥野法務副大臣、山口公明党代表など国会議員の方々をお迎えしての懇親会となり、自分は相変わらず居場所がありませんでしたが全国各会の参加者と情報交換を行って大変有意義でありました。

2日目は昨日の途中からの再開となり、第3号議案、事業計画案の質疑応答、第4号議案

平成26年度一般会計収支予算案、同特別会計収支予算案審議の件が承認されました。限られた日程の中で全60問の質問、要望事項に全て執行部が答えるには時間が不足していたようで、質問者には多少消化不良の面もあったのではと残念に感じました。

閉会の直前に大阪会の加藤会長が、「今我々が置かれている状況は大変である。執行部はもっと積極的にやろう、やりませんか！となぜ言ってくれないのか？この調査士制度を守るのは国民でも国でも無い。我々自身なんだ。もっと熱い議論をしましょうよ！」と発言され、会場から拍手がおきました。1年目の執行部には少し

辛口だったかもしれませんが、本気で地方も応援しているぞ、の声は大阪だけではありませんでした。

この一言で会場の空気が救われ、私も感動させていただきました。

気がつけばこの2日間で途方も無い程意識の高い方々の言動に接し、少しだけヒントを頂いたような気がします。

なお、次ページに5月の本会総会でご質問のあった日調連の「大規模災害対策基金寄付金集計一覧」を議案書より抜粋して掲載します。



大規模災害対策基金寄付金集計一覧

平成26年3月31日現在

(単位 円)

	平成9年度～ 平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合 計
東京	9,490,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	19,490,000
神奈川	4,000,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	1,000,000	1,000,000	905,000	10,405,000
埼玉	5,618,920	912,000		899,000	1,784,000	885,000	868,900	871,000	877,000	853,000	848,000	14,416,820
千葉	2,538,536	698,000	347,051	346,395	342,047	334,500	324,500	320,000	637,000	625,000	612,000	7,125,029
茨城	2,163,500	430,000	433,000	425,000	424,000	426,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	5,801,500
栃木	1,741,500											1,741,500
群馬	1,367,000	165,000	316,000	280,000	281,000	250,000	248,000	226,000	244,000	243,000	264,000	3,884,000
静岡	3,757,729	679,000	557,300	523,000	553,000	557,000	558,670	302,500	306,500	303,500	300,500	8,398,699
山梨	940,000		72,000				140,370				100,000	1,252,370
長野	927,500		300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	438,000	428,000	418,000	410,000	4,121,500
新潟	1,739,900		426,000	500,000	500,000	500,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	5,665,900
大阪	8,296,000	1,226,000	1,217,000	1,217,000	1,208,000	1,189,000	1,134,000	1,125,000	1,000,000	500,000	500,000	18,612,000
京都	571,038	110,348	91,588	88,800	150,357	156,858	312,856	335,386	1,333,450	335,643	496,236	3,982,560
兵庫	10,816,812	767,000	771,000	765,000	770,000	765,000	760,000	730,000	730,000	721,000	724,000	18,319,812
奈良	957,000	100,000	100,000	100,000	48,564		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	1,805,564
滋賀	750,000	100,000	100,000	200,000	363,632	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	2,713,632
和歌山	826,000	157,000	159,000	157,000				13,538	156,000	166,000	163,000	1,797,538
愛知	2,397,948	500,000	500,000	500,000	500,000	1,204,528	1,004,819	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	10,107,295
三重	897,081	340,000	301,000	295,000	301,000	300,000	300,000	293,000	287,000	285,000	285,000	3,884,081
岐阜	1,239,323	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	2,239,323
福井	424,000		200,000	100,000	120,786	160,000	100,000	100,000	70,000	100,000	100,000	1,474,786
石川	544,000	177,000	175,000	180,000	180,000	179,000	183,000	179,000	175,000	168,000	175,000	2,315,000
富山	788,000	164,000	163,000	161,000	160,000	161,000	79,500	78,500	78,500	78,000	79,000	1,990,500
広島	722,077	225,728	312,777	55,827	58,508	152,856	11,709	80,171	105,327	15,646	48,755	1,789,381
山口	781,000	250,000				200,000	180,000		238,000	100,000	100,000	1,849,000
岡山	898,850	172,840	119,480	100,040	91,900	83,400	71,240	78,600	75,320		122,590	1,814,260
鳥取	584,500	90,000	89,000	86,000	84,000	78,000	75,000	83,000	77,000	76,000	74,000	1,396,500
島根	607,000	79,000	88,000	86,000	78,000	81,000	79,000	69,000	62,000	67,000	67,000	1,363,000
福岡	3,296,500	349,000	344,500	341,500	343,000	340,000	338,000	335,500	334,000	335,500	343,500	6,701,000
佐賀	503,000	119,000	120,000	121,000	121,000	124,000	122,000	124,000	121,000	119,000	121,000	1,715,000
長崎	1,418,000	236,000	229,000	217,000	227,000	215,000	202,000	207,000	199,000	229,000	201,000	3,580,000
大分	1,277,000	198,000	197,000	195,000	140,000	190,000	186,000	190,000	188,000	191,000	185,000	3,137,000
熊本	1,786,000	200,000	200,000	200,000	200,000				500,000			3,086,000
鹿児島	2,060,000	338,000	331,000	328,000	324,000	314,000	310,000	306,000	312,000	312,000	307,000	5,242,000
宮崎	1,253,000	202,000	201,000	200,000	197,000		194,000	195,000	192,000	192,000	192,000	3,018,000
沖縄	1,235,000	197,000	198,000	202,000	195,000	196,000	194,000	191,000	192,000	191,000	189,000	3,180,000
宮城	1,002,332	178,000	172,678	160,000	128,418	112,000	92,530		383,405	300,482	302,650	2,832,495
福島	1,688,051	346,000	339,000	300,000	309,000	304,000	100,000	100,000		100,000	300,000	3,886,051
山形	327,000	186,322		91,006		194,000	164,098				298,000	1,260,426
岩手	946,000	164,100	153,723	156,000	201,475	200,000	156,945	137,345	358,355	410,000	525,200	3,409,143
秋田	751,682	213,470	72,000	76,700	65,000	82,000	46,000	30,000	35,000			1,371,852
青森	961,300	164,000	159,000	156,000	154,000	150,000	148,000	70,000	70,000	70,000	70,000	2,172,300
札幌	1,843,676	332,454	326,000	326,000	325,508	313,332	311,000	308,873	303,200	305,000	305,823	5,000,866
函館	425,000	68,000	68,000	66,000	65,000	61,000	61,000	59,000	59,000	58,000	58,000	1,048,000
旭川	330,000	100,000	100,000	66,000	66,000	61,000	61,000	63,000	63,000	64,000	64,000	1,038,000
釧路	634,000	101,000	97,000	95,000	92,000	94,000	93,000	91,000	89,000	84,000	82,000	1,552,000
香川	500,000	250,000	250,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	2,600,000
徳島	423,000	100,000	100,000	100,000		78,126	144,083	121,049	172,000	177,876	166,000	1,582,134
高知	408,000	100,000	137,000	134,000	134,000	132,000	132,000		254,000	125,000	123,000	1,679,000
愛媛	1,205,000	300,000	300,000	300,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	200,000	2,905,000
合計	90,658,755	13,385,262	12,533,097	12,996,268	13,486,195	13,223,600	12,687,220	11,751,462	15,105,057	12,718,651	13,207,254	221,752,821

東京法務局長表彰を受賞して

諏訪支部 國 枝 弘 邦

去る5月23日に開催された第66回定時総会において4名の会員に東京法務局長表彰を授与され、私もその一人として受賞の栄に浴しました。大変光栄に思いますとともに、今までお世話を頂きました法務局の皆様、会員の皆様のご支援のおかげと大変感謝申し上げます。

開業以来いつしか30数年、年数は経りましたが法務行政に寄与したかどうかとなるとはなはだ疑問ではあり、私が受賞者に値するのだろうかと思ひもあります。振り返ってみれば、開業したばかりの頃は右も左も判らず、多くの先輩に調査士業務を教してもらいながらの第一歩でありました。なんとかスタートすることができた事を、「あの頃のことは」と、よく思い出します。最近では自覚の無いまま既にベテラン組になってしまいました。あらためて思うと自分のことながらびっくりです。

この間にこの業界は激しく変化しており、筆界特定制度や世界座標による位置の特定測量など、調査士業務が益々重視されており、「責任のもてる仕事をしなくては」との認識をあらたにして、研鑽を怠ることのないよう技術や制度の変化に対応できるように、牛歩ではありますが努力する所存であります。

改めて皆様に御礼申し上げますとともに、一層のご指導をお願い申し上げます。



半 調 半 趣

佐久支部 高見澤 今朝雄

事務所の机のキャビネットの中に古色蒼然とした一冊のファイルがあります。このファイルには地方公務員時代の辞令や諸団体からの委嘱状及びいくつかの国家試験の合格証書の写しなどが綴ってあります。普段このファイルが存在することは失念しているのですが、何かの拍子に机の中で探し物をすると、ファイルに気づいてその都度あの70年代にタイムスリップしてしまうのです。ファイルの中の記憶を断片的な回想録にしてみました。

セピア色をした用紙の綴りの中に昭和53年11

月20日付の官報の写しと赤い罫線で囲まれた長野地方法務局のB4サイズの事務用箋があります。官報にはその年の8月20日に実施された土地家屋調査士試験の合格者名が受験地別に掲載されていて、受験地長野は14名の合格者が受験番号とともに記載されています。会員名簿の索引から調べてみますと、現在でも8名の方が現役会員として業務を行っていることがわかりました。もう一つの長野地方法務局の事務用箋には縦書きの和文タイプで「土地家屋調査士試験合格証書の交付について」

という見出しで総務課長名と職印が押印されています。

同年の師走1日午前11時、時の内田卓二長野地方法務局長から合格証書の交付を受けた後、私たち合格者の大半は、当時長野県林業センターのビルの一角に間借りしていた調査士会事務局に入会手続きのヒアリングに向かいました。対応にあたってくれた時の事務局長は、高慢で高飛車な姿勢（上から目線）で、会の第一印象は必然的にネガティブ・フィードバックとなりました。同行者の一人で、その年に司法書士試験にも合格されたSさんが「司法書士会とは対応が雲泥の差ですね」吐き捨てるように呟いた一言が、今日でも鮮明に思い出されます。

ともあれ、その年の12月18日付で土地家屋調査士名簿に登録し、水を得た魚のごとく翌年の昭和54年6月に在野の人となりました。本稿のタイトルの「半調半趣」は私の造語（新語）で、生業を調査士に求め、可能な限り自由時間を確保してライフワークに専念できるライフスタイルを構築するという意味です。

開業から35年、紆余曲折もありましたが「半調半趣」の生活を確立できた現在、調査士になって本当に良かったと実感しています。その理由は調査士が私のシャングリラ（理想の桃源郷）の礎になったからに他なりません。もし来世が存在するなら、再び調査士になって「半調半趣」のライフスタイルを満喫したいものです。「若者よ、志を抱くなら調査士になろう！！いや、抱かなくてもよいから調査士になろう！！！」

末筆ながら、この駄文を「東京法務局長表彰を受賞して」の一文に代えて受賞のお礼とさせていただきます。



長野地方法務局長表彰を受賞して

松本支部 丸山和重

この度、第66回定時総会式典におきまして長野地方法務局長表彰を賜りましたことを大変光栄に思います。これまでお世話になりました皆様に感謝し、心より御礼申し上げます。

私は建設会社に10年ほど勤めた後、5年間補助者で実務を経験させていただいて開業しました。その頃はバブルが弾けた後で、まだ子供も小さかったので生活していけるかどうか不安でしたが、仕事は年々増えていき、今まで仕事をさせていただいて20数年生活ができたことにも感謝しています。

人生30才を過ぎると早いもので、開業後10年は無我夢中、次の10年は平穏安定、ここ数年はやる気減少という状況の中、アッという間に来年は還暦で、サラリーマンなら定年退職という年齢になりました。年数だけは経過しましたが、土地家屋調査士としての私の仕事で社会に貢献できているのか疑問はあります。

我々の仕事は大工さんが建てる家のように成果を大きくアピールできるものではありませんが、少しでも「いい仕事していますね」の言葉をいただけるように、土地家屋調査士の名を汚

さぬよう社会に信頼される資格者であり続け、今後も誠意と情熱をもって、全てにおいて整理整頓を心がけ努力精進していきたいと思ひます。最近思ふこと……私は資格取得にあたり補助者として給料をもらひ勉強させていただきましたので、開業にあたっては仕事があるかの不安はありましたが、業務に関する不安は少なく開業できたことは幸せだと思ひています。開業時に実務経験の無い新入会員は、実際の業務に対する不安が多いのではないかと思ひます。そして不安を抱えたまま開業した場合の失敗は本人にとっては大きな痛手で、更に依頼者には大変な迷惑をかけることにもなりかねません。

それを解決するには、弁護士のような司法修習が有れば良いのですが、土地家屋調査士の場合は補助者として数年実務を勉強するのが一番だと思ひます。しかし人それぞれ事情も有りできない人もいますし、また最近のように仕事が減少している状況では補助者を雇う事務所も

減っていると思ひます。

そこで、指導できるベテラン会員を登録して(画一した倫理、技術を有することを前提に)、希望する新入会員には教えるような事を考えてはと思ひます。これは新入会員研修を更に掘り下げた形をとるもので、開業後の最初の段階で土地家屋調査士としての技術も倫理も自己流ではなく、実務をとおして画一的に習得できると考えます。

後継者のいない職業はいずれ無くなります。少し考えてみませんか。



長野地方法務局長表彰を受賞して

上田支部 富士晃助

この度、第66回定時総会において、長野地方法務局長表彰を受賞しました。

平成3年土地家屋調査士試験に合格、翌年に登録・入会して以来あっという間に22年が過ぎていました。

振り返れば開業当初、予期せぬ依頼がありました。「犬小屋を8個登記してくれ」という依頼でした。冗談かと思ひましたが、とりあえず現地を調査、確認しました。グレートデンという犬種の立派な犬小屋でした。

私なりに一応検討した結果、建物認定基準に該当するであろうということで、犬小屋の建物

表示登記(現・建物表題登記)8件の申請をしました。しばらくすると、法務局から事務所に電話が有り「犬小屋の登記なんかできるか」との、お怒りの声でした。すぐさま法務局の担当登記官の座席まで出向きました。それはもう登記官と私で「登記出来る」「出来ない」の議論を大声で延々とやっていたことをなつかしく思ひ出します。

土地家屋調査士の業務は不動産の表示に関する登記、すなわち現場が相手です。不動産登記法他、規則、準則など法令だけでは収まらない隙間の部分の考え方等が大切であり、難しさが

あります。その隙間を埋めるべく、今回いただいた賞を機に、これからも経験を重ね、知識を深め、合理的な判断が出来るよう努力したいものです。

さて犬小屋の件ですが、種類、構造等いろいろ意見は分かれてましたが無事登記は完了しました。(笑)

最後に調査士会上田支部の諸先輩や同僚の皆さんに感謝申し上げます。

長野地方法務局長表彰受賞、ありがとうございました。



ありがとうございます

長野支部 西澤元弘

私こと、今般第66回定時総会にて日本土地家屋調査士会連合会長表彰を受賞する栄誉を賜り御礼申し上げます。ありがとうございます。これからも微力ながら土地家屋調査士制度の維持発展のため、また不動産表示に関する登記行政の円滑な運用に協力し努力をして参ります。土地家屋調査士会一般会員の皆様、長野県土地家屋調査士会役員の方々に、そして全国の調査士会を束ねて土地家屋調査士の進むべき道を探り、常に研究努力を重ねながらご指導を頂いている連合会の役員の皆様のお陰で、今の私がある事に心より感謝しております。

私と一緒に各種表彰を受賞された他の皆様方におかれましては、私とは比較にならないほど平素の業務はもちろん、会の運営にも精励されておられる事を思うと申し訳ない気持ちでいっぱいです。

私は土地家屋調査士一筋で今日に至りました。土地家屋調査士という職業に特別魅力を感じたり思い入れを抱いて始めた仕事では無かったのですが、時の運に恵まれたとでも言うのか、私の生涯の仕事となりそうです。いわゆる団塊世

代の一人である私は、本来強い競争心を持って生きなきゃならないはずであったのですが、子供の頃「もっちゃん」の愛称で呼ばれていた“のんびり屋”でした。私の学校生活が終わる頃に、ちょうど長野地方法務局庁舎が長野刑務所跡地に新築移転しました。たまたま家の近くで司法書士と土地家屋調査士をしていた方が、その事務所を法務局の移転にあわせて新築移転した事を機に、私はその方の補助者として勤めたのが始まりでした。

まもなく宅地開発が熱気を帯びてきて年々忙しくなり、それにつれて土地家屋調査士の業務内容は、法整備が進むと同時に主に技術的な面でどんどんと変わっていきました。寝る間も無いほどの多忙の中、資格を取得して合同事務所を開業させていただき私のラッキー人生が軌道に乗ったのです。その後も業務量とその内容は充実の一途であり他の職業に目を向ける時が無いまま年を重ねてきました。

その間には調査士会役員の仕事もさせていただき、東京での会議に出席して法務大臣とお会いし歓談した事など懐かしく思い出します。世

の中の景気が急変して悪化の一途を辿った時にも、夢のような時代が脳裏を過ぎりましたが、もうあのような時代が来ることは決して無いでしょう。

急激な経済成長は地球環境を痛めつけています。環境に一番優しいエネルギーとして原子力に頼ってまいりましたが、実は大きな間違いでした。大きな原発事故は外国では複数数を数えています。日本でも福島第一原発事故が過去最悪の状況で起こり、被災地域では安泰に生活していた市民の生活を心の中までも深く痛めつける結果を招いています。良くは無いいこととわかっているにもかかわらず、安全に完璧にコントロールできる技術開発が不完全のまま使わざるを得ないという不安な状況がこれからも続く事でしょう。

経済発展と生活の便利さばかりを追求する社会から、私の幼少の頃のように、皆さんが“のんびりと過ごす自然にやさしい生活”に変える事ができれば、土地家屋調査士の仕事場である地球表面の平穏をいつまでも保てるのかも知れませんが、現代人はそれは許さないでしょう。地球表面の環境を安全に保つ為の研究努力は必須要件だと思います。年々激しくなる自然災害の発生源と思われる温暖化防止のための研究とか、原子力安全利用に必要な研究開発をなによ

りも優先しなければならない時です。原発賛成反対の議論よりも、それを真剣に研究してくれる“人材育成”に力を入れてほしいですね。人間は本能の赴くまま楽をして、楽しく快適な生活を追い求めてばかりの傾向がありますが、それを我慢して努力をしなければ、土地家屋調査士の仕事場である地球表面の安泰の継続は望めないかも知れませんね。境界紛争解決以前に、次元を越えた必須課題でしょう。コンプライアンス以前に次元を越えた守るべき重要な課題です。人間の優秀な知性を誤った方向に生かすのではなく、根本的に何をすべきかをしっかりと見極めて行動する事が求められます。

会員の皆様、ご家族の皆様の益々のご繁栄をご祈念申し上げますと共に、これからも安全快適な生活が継続出来ることを心から願っております。



連合会長表彰を受賞して

長野支部 青木 哲郎

先の定時総会で日本土地家屋調査士会連合会長表彰をいただく栄誉に浴しました。お世話になった方々には誌面をお借りして感謝を申し上げます。

受賞を機に32年前の開業から今日までの来し方を振り返りますと、改めてこの業界を取り巻く環境の大いなる変化を感じます。

測量器械はセオドライト+外付け光波から自

動追尾トータルステーションに。手書きの野帳から電子野帳に。手入力プログラム計算機からパソコンに。PC-98からMS-DOSを経てウィンドウズに。図面は手書きからプロッター、プリンターに。書類作成は和文タイプからワープロ、パソコンに。固定電話からケータイに。一時はポケベルも活躍。カメラはフィルムからデジカメに。

三斜求積から座標求積に。残地求積から全筆測量に。登記簿閲覧からインターネット登記情報提供サービスに。オンライン登記申請の開始。街区基準点の導入。筆界特定、ADR 発足。長野支部管内に6庁あった登記所は本局1庁に。調査士会事務局は林業センターの間借りから本会所有の4階建ビルに。

私も勤め人なら定年を迎える年代になりました。60歳で調査士をやめた先輩が2人おり、引き際のあざやかさに感心したのですが、私は仕事を離れると社会との接点が多くありませんので、いましばらく調査士を続けたいと思って

います。人口減少にともなって我々の業界規模も縮小していくと予想されますが、この先いかなる変化が待ち受けているのか興味深いものです。



長野県土地家屋調査士会会長表彰を受賞して

松本支部 熊谷良樹

平成26年5月23日長野県土地家屋調査士会総会式典において、長野県土地家屋調査士会会長表彰をいただき、ありがとうございました。

平成5年に開業しました。仕事のやり方がわからず開業を躊躇していましたが、測量、境界立会等の現場があるときに声をかけていただき、忙しい中を指導していただいた先生にめぐり合え開業することができました。補助者経験がないと、試験が受かったから仕事ができるというわけにはいかないの、実務を経験させていただいて開業する制度が必要だと思います。皆さん忙しいので指導していただく先生を探すのも大変です。

法務局備付けになる地積測量図には、世界測地系の座標付けが義務づけられました。平成4年から測量を教えていただいた先生は、昭和50年頃から土地家屋調査士の国家座標による測量の必要性を説いておられました。自主勉強会にはずっと参加し勉強してきましたが、まだまだ

ずっと先のことだと感じていました。先生の言われた時代になりました。筆界の定義とともに社会が土地家屋調査士に求めている職責なのだと思います。

地積測量図の世界測地系座標が筆界点の最終成果となってしまいうわけですが、街区基準点は配点や設置状態から大変使いにくいものです。土地家屋調査士の真価を試される時だと思います。怪我や病気は気をつけなければと実感しています。自分が現地に行き仕事をしなければ進まない仕事なので生活できなくなります。健康管理には十二分に気をつけましょう。



長野県土地家屋調査士会長表彰を受賞して

飯山支部 宮川 登美男

この度第66回長野県土地家屋調査士会定時総会に於いて長野県土地家屋調査士会長表彰をいただき、大変光栄に思います。

平成3年度の土地家屋調査士試験に合格して、平成5年に入会しました。3回目の試験でやっと合格しました。重なるように平成3年に長女が生まれ、平成5年に双子の長男と次男が生まれ、子育てと仕事で忙しい毎日でした。

当時はパソコンやCADも無かったため、トータルステーションで測っては、手計算で座標法や三斜法により、先輩調査士からいただいた和文タイプを使い地積測量図を作成していました。いま思えば無謀な事をやって知らないとは恐ろしいものです。

1年半後の平成6年10月にリースで80万円のPC9821のパソコンと中古のハイパーウィング、

A2の図化機でやっと人並みになったのを覚えています。

あれから20年。30代で開業した頃は、徹夜してでも仕事を仕上げた気力が次第に薄れ記憶力も無くなってきましたが、今回頂いた賞を励みに、またがんばりたいと思います。



政治連盟に加入しましょう

政治連盟は調査士制度発展のために

力を尽くします

長野県土地家屋調査士政治連盟

会長 上原 兼雄

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2

電話 026-232-4566

FAX 026-232-4601

『長野県司法書士会「会報信濃(第321号)」より』

●土地所有権移転登記請求訴訟体験談

伊那支部 古田 功



原告（依頼者）は、昭和45年1月29日に死亡した父の代から居住している住宅の敷地に隣接し、父所有と信じて畑として使用していた120坪の土地（登記簿上原野、以下本件土地）が、平成20年8月町の国土調査の際、登記簿上被告名義（昭和56年被告の父から相続）であることを知り驚愕した。この時、所有権登記名義人として立ち会った被告自身も本件土地の存在を初めて知った素振りであった。

本件土地は、西側に国道が隣接し、原告又は父が所有する住宅周辺の生垣に囲まれた土地340坪の一角に位置し、第三者から見れば明らかに原告の管理下にあると思われる土地である。

原告は、本件土地から概ね500mの距離に居住する被告と穏便な解決を望み、被告に対し、民法162条の取得時効により本件土地の所有権は原告に帰属する趣旨を説明した上で原野としての固定資産税価格である数万円で買い受けたいとの申し出をしたが、全く受け入れる余地はなかった。

平成20年10月、当職は原告から本件についての相談を受け、取り敢えず代理人当職名で被告に対し、内容証明郵便により20年の時効援用の意思表示を行った。

案の定被告からこれに応ずる回答がなかったため、平成20年12月末、当職を原告訴訟代理人として、被告に対し、本件土地について昭和45年1月29日時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟を提起した。

第1回口頭弁論期日に被告出頭したが、裁判官より、被告は反論するのであれば認定司法書士か弁護士を代理人に選任するよう促された。

平成21年4月第3回口頭弁論期日に至り、本人と共に選任された被告代理人司法書士が出頭し、ようやく本戦となった。

原告としては、占有の法律上の推定規定により、占有の立証を行えば足り、後は被告の反証次第であるが、占有の実体として、原告の父は、昭和41年12月、本件土地の南隣の土地をY氏から購入後、土手であった本件土地の北隣の宅地との利便性を良くするため（本件土地は購入した土地と宅地の中間に位置する）、本件土地も含めて購入した土地の造成工事に着手し、畑として整備した。推定ではあるが、原告の父は購入した土地に本件土地も含まれるものと認識したに違いない。

これを機に原告の父は畑としての占有を開始し、昭和45年1月29日死亡後、原告が占有を承継し、時効完成の平成2年1月29日時点において占有を継続、その間被告からの所有権の主張等占有の障害となる事実は皆無であった。

被告代理人は、準備書面において、本件土地は昭和41年当時被告の父の所有であったが、原告の父は被告の父から法律行為により所得したものでないこと、また相続をもって新権原とすることはできない旨、つまり他主占有権原に基づく取得であること、そして、原告が畑として使用していないこと、被告が固定資産税を負担していること、原告が被告に対して本件土地の買い付けの申し入れをしていること等の事情は他主占有であると反論し、全面否認した。

これに対し原告代理人は、原告の父死亡により本件土地の占有を相続により取得したばかりでなく、新たに本件土地を事実上支配することによって占有を開始し、その占有が所有の意思に基づくものであるから、新権原により所有の意思をもって占有を始めたこと（最判昭和46年11月30日、最判平成8年11月12日）、固定資産税を被告が負担している事情は、他主占有事情とはいえない（最判平成7年12月15日）、そして、平成12年10月6日福岡高裁判決は、その要旨として、「占有者の占有が自主占有に当たらないことを理由に取得時効の成立を争う者は、右占有が所有の意思のない占有に当たることについての主張立証責任を負い、占有者の占有がその性質上賃借権、使用借権等の他主占有権原に基づくことを主張立証することを要し、占有者の占有が自主占有に基づかないことを主張立証しただけでは足りない」と解するのが相当である。」として、他主占有権原、他主占有事情の詳細な事実認定を要求しており、被告は原告の占有が自主占有に基づかないことを主張しているのみで、他主占有権原に基づくことを主張立証していないこと等を反論した。

原告側は占有の立証方法として、本件土地の現況証明書、航空写真等の書証、原告本人尋問、占有開始当初から本件土地の現況を知悉している近隣者の証人尋問を準備した。

しかし、被告代理人出頭から毎回司法委員が介入し和解に臨むこととなり、原告が被告に対して支払う和解金の調整に時間を割くことになった。

裁判の勝敗は明らかに原告有利である状況ながら、被告は当初相場価格の半額120万円を提示したが、全く受け入れの余地なく経過するも、平成21年6月第5回弁論期日において、もっとも被告代理人司法書士と水面下で交渉した成果もあり、原告が被告に対し、10万円の解決金を支払うことで和解し、本事件は終結した。

結局、証人尋問等の証拠調べを経ずに決着したが、原告の本音は審理を尽くして判決を望んでいたのである。

第27回長野県土地家屋調査士会親睦ゴルフ大会

長野支部 山室 健三

土地家屋調査士会に入会以来、毎回参加してきたこのゴルフ大会。毎回参加するだけで、今まで何もいただいたことなく、毎回手ぶらで帰っていたのですが、今回はなんと優勝させていただきました。おまけに、ドラゴン2つ、ニアピン1つもいただきました。

私にとって地元開催となった今大会、ゴルフ場は、信濃ゴルフ倶楽部です。グリーンが速いことで有名なゴルフ場で、私は苦手としているところでもあります。そのため普段はあまり好んで行かないところでありました。朝の開会式でも、大会幹事である飯山支部の小林孝夫（私の目標としているゴルフの師匠）さ

んに、「ここは、3パットしても普通ですから、あまり気にしないように」と、半分脅かしみたいな挨拶をいただきましたが、それは脅かしではなく本当でした。

カップの切っただけある位置もいやらしいところにあり、みなさんも大変ご苦労されたことと思います。そんな苦しいゴルフではありましたが、普段ご一緒できない他支部の方と色々な話をしながら楽しくできるこの親睦ゴルフ大会、とても有意義な一日を過ごすことができました。次回もぜひ参加し、連続優勝をねらいたいと思っております。できれば、ベスグロも狙っていきたいですね。



詰将棋

第18回

【第1図は初期局面】



※解答は51ページにて掲載
(長野支部 北原 匡尚)

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
王										一
十						飛	龍	王	角	二
五									卒	三
四							卒	卒		四
三										五
二										六
一										七
飛										八
王										九
卒										

▲ 先手 金一

「はかりの館」見学報告③

会報編集委員 武田 尚之

前号に引き続き「はかりの館」の展示物の一部をご紹介します。



① 手動計算機

歯車などの機械要素の組み合わせにより、演算を行う計算機。コンピュータの普及していない時代に利用されていた。



② データ作成機

自動パンチ機で紙テープに穴をあけて記録媒体とした。数値データなどの入力した情報を記録するために使われた。



トランシット



その他に図面もたくさん展示してあります

伝言板

【業務研修部】

会員研修会開催のお知らせ

開催日：平成26年9月29日(月)

場 所：長野県総合教育センター（塩尻市・長野道塩尻IC近く）

内 容：【午前】

「土地家屋調査士と倫理」

あなたの倫理が問われます・・・講師：安藤雅樹弁護士

【午後】

「あなたの事務所の危機管理」

怒りを笑顔に～クレーム対応講座・・・講師：谷 淳志講師

こぞって参加して下さい。

【広報部】

「土地家屋調査士の日」無料相談会開催について

先に郵送で会員の皆様にはご案内いたしました。下記期間に全会員の事務所にて無料相談の受付をお願いしております。（詳細については書面をご確認下さい）

7月14日からはSBCラジオにて相談会の開催CMを放送致します。

制度発祥の地である長野県から「土地家屋調査士」を広くアピールしたいと思いますので、ご協力をよろしく願います。

開催日：平成26年7月22日(火)～7月31日(木)の平日8日間

場 所：県内 各会員事務所にて（電話予約制）

【会報編集委員】

会報編集委員会より、日頃会員の皆様には会報記事の依頼に快く投稿いただき誠にありがとうございます。

本号から編集委員も新体制で編纂にあたっております。

会報表紙写真を募集します！

今後の会報について表紙に使える写真を募集致します。地元のお祭りの様子、旅行先の絶景写真、お子さんのあどけない笑顔と親バカな表情、など何でも結構ですので是非本会広報部、会報編集委員までお寄せ下さい。

応募が多くて表紙に掲載できなくても特集記事でご紹介する場を設けたいと思いますので、写真の「画像データ」と「紹介文」、「撮影者」を明記の上ご応募お待ちしております。詳しくは役員までお問い合わせ下さい。

株式会社いとうから会員の皆様へ

「Acrobatの有効的な利用法について」

株式会社いとうシステム営業部2課 清水 晃治

オンライン申請も埼玉県上尾で開始されてからはや9年あまり経ちました。不動産調査報告書などPDFに変換されてオンラインの添付書類として申請されている先生も多いと思います。

そこで今回は私が日々先生方の事務所に訪問させていただき、ご質問いただいた事や教えていただいたことの中でPDF (Acrobat) に関わるちょっとしたことをご紹介します。

いまさらですがおさらいとして・・・

① 一般的なアプリケーションからPDFを作成するには。

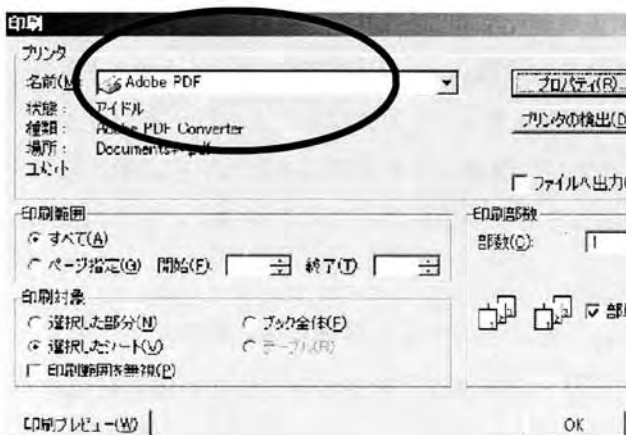
手順① PDFに変換したいファイルを開いた状態で、「ファイル」メニューの「印刷」を選択。

手順② 「印刷」ダイアログが開くので、プリンタ名を「Adobe PDF」を選択。

手順③ 印刷ダイアログで「OK」ボタンをクリックするとPDFへの変換が始まります。

手順④ ファイルの保存先を指定するダイアログが開くので、場所を指定して「保存」ボタンをクリックします。

手順⑤ PDFファイルの出来上がり！！



Acrobatでは、印刷や編集などの操作に制限をかけることができます。

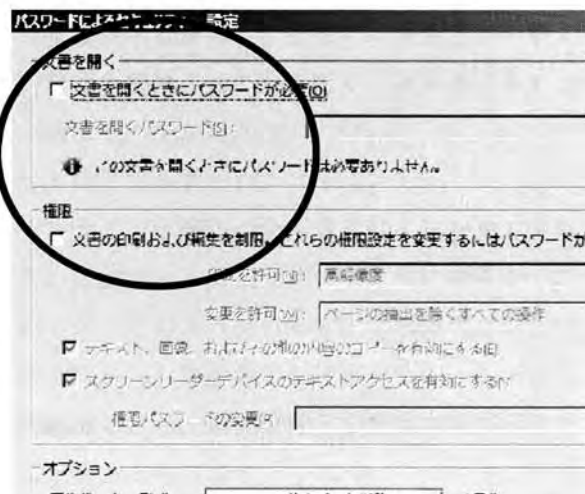
② 作成したPDFファイルに、パスワードによる保護設定をかけます。

手順① PDFファイルを開き「ファイル」メニューから、「プロパティ」を選択。

手順② 「プロパティ」画面から、「セキュリティ」タブを選択。

手順③ セキュリティ方法のプルダウンメニューより「パスワードによるセキュリティ」を選択します。

手順④ 「パスワードによるセキュリティ」ダイアログの設定により、文書の表示・編集・印刷に対してパスワードによる制限を追加することができます。



PDFと言えば・・・

登記情報提供サービスをご利用されている先生も多いと思います。不動産登記情報や地図情報をインターネットを利用してパソコンの画面に表示させたりPDFでダウンロードできるサービスですがせっかく地図情報をPDFでダウンロードしたのに印刷してそれからスキャニングして測量CADに取

り込まれている先生いらっしゃいませんか？
 せっかくデータでダウンロードしてるのに・・・。
 そこでダウンロードしたPDFをTIFFに変換して
 測量CADに直接取り込めるようにしましょう！！

③ PDFの地図情報・図面情報をTIFFに変換する

手順① ダウンロードした図面情報をAdobe Acrobatで開く。

手順② 「ファイル」から「名前を付けて保存」を選択し「ファイルの種類」ダイアログでTIFFを選択し、保存する。

手順③ PDFファイルからTIFFへの変換完了！！



Acrobat Reader（無料）があればPDFファイルを開けるからAcrobatは必要ない・・・と思われている先生もいらっしゃると思いますが、上記の図面情報を直接TIFFファイルに変換できる機能だけでも非常にメリットのあるソフトではないかな？と思います。

オンライン申請の添付書類・・・

不動産調査報告書など添付書類（図面以外）をオンライン申請する場合にはPDFファイルに変換しさらに電子署名を付与し送信します。現在販売しているAcrobatはバージョン11です。

Arobatで署名付与するのに必要な「電子署名プラグインソフト」ですが、日本土地家屋調査士連合会で提供されているプラグインソフトはAcrobat11に対応しておりません。その場合は法務省が提供している「電子署名プラグインソフト」を使用することで署名付与が可能になります。もちろんWindows8でも動作OKです。

Acrobatバージョン11用電子署名プラグインソフトは下記サイトからダウンロードできます。
<http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/>

ちなみに法務省が提供する電子署名プラグインソフトは署名検証機能がありません。検証機能を有するソフトが必要な方は株式会社リーガルの「電子認証キットPRO」をご利用いただければと思います。

最後に・・・

日々営業活動をしているなかで先生方から教えていただき勉強させていただくことが多くあります。今回はその中からPDFのちょっとしたことを述べさせていただきました。

オンライン申請について言えば来年今まで使用されていたICカードではなくファイルになるようですね・・・そのように日々変化する環境に対して我々はこれからも先生方のお仕事をサポートできるよう勉強しさらに新技術などを先生方にご紹介できればと思っております。

インストール・設定など含め詳しいご説明が必要な場合は当社担当営業にお気軽に声をかけていただければと思います。



去る6月18日(水)に栄村副村長 齋藤家富様が当会事務局にお見えになり、平成23年3月12日に発生した長野県北部地震に伴う被害に対して、同年8月8日に当会よりお渡ししました義援金に感謝状をいただきました。ここに感謝状をご紹介しますとともに改めて会員の皆様へのあたたかいお気持ちに御礼申し上げます。

会長 芦澤 文博

第16回詰将棋の解答

【第1図】より…

- 1手：▲2一角成 2手：△同 玉
- 3手：▲1二金 4手：△3一玉
- 5手：▲4一金 6手：△同 銀
- 7手：▲2二飛成 【第2図】

【第2図は▲2二飛成まで】

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
五十						馬	王		将	一
十								竜	金	二
系									歩	三
四							歩	歩		四
景										五
三										六
桂										七
三										八
銀										九
三										
金										
二										
角										
飛										
手										
後										
△										

▲先手
なし

編集後記

本年もあっという間に半年が過ぎました。年始めから記録的な大雪に見舞われたかと思いきや、梅雨入り前に真夏日が続いたり、はたまた集中豪雨が起こってみたりと、この異常な気候に会員の皆様も日々の業務に四苦八苦していることと思います。これからの季節は炎天下での仕事になりますので、熱中症予防に暑さ対策を強化していきましょう。

さて、つい先日、境界立会いのお願いにご年配の女性のお宅へ伺う機会がありました。

立会いの出席には快く承諾いただき、その後のちょっとした世間話の中で地権者さんが「うちの家系は西年が多くてねえ。ピーチクパーチク落ち着きがないからお金もホイホイ使っちゃって、ちっとも残らないんだよ」とおっしゃっておられました。笑顔で受け答えをしていましたが、何を隠そう私も西年です。完全な私事でとても恐縮ですが、本号が発行される

頃には家庭を持つ身となっています。四六時中頭から離れないほど気になっているわけではありませんし、ただの世間話での一コマですが、このタイミングで話を聞けたことは何かのお告げではないか（話しが飛躍しすぎですが・・・）と思ひ込むようにして、落ち着いて生きていこう、いや、いけたらいいなと思う今日この頃です。

会報編集委員になって二期目を迎え、僅かばかりではありますが編集作業にも慣れてきたように思います。引き続き皆様の寄稿よろしくお願ひいたします。
(武田尚之)

長野支部の北條誠治です。この度、2年間の会報編集委員を仰せつかりました。地理的に広い長野会の広報活動のお役に立てるよう頑張ります。よろしくお願ひ致します。
(北條誠治)



北條誠治 委員

武田尚之 委員長

会報ながの第192号

平成26年7月14日発行

発行 長野県土地家屋調査士会
会長 芦澤文博
編集者 広報部
印刷 中央プリント(株)

〒380-0872
長野市大字南長野妻科399-2
TEL 026 (232) 4566
FAX 026 (232) 4601
URL <http://nlb.or.jp>
E-Mail naganolb@nlb.or.jp



KAIHO NAGANO KAIHO NAGANO